

英文契約書が楽に読めるようになる「英文契約書の基本表現」マスター入門講座

～ 重要基本表現から英文契約書をマスターする新メソッド、
基本的な交渉の対案もカバー ～

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時 ▶ 2018年 3月 14日 (水) 13:00~17:00
会 場 ▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

《 ご案内 》

当日、会場にて 講師著『英文契約書の基本表現』(日本加除出版)をテキストとして配布致します。本セミナーは、特に重要な基本表現を交渉の対案としての活用を含めて解説していくセミナーです。基本表現をマスターすることで英文契約書をマスターする講師開発のメソッドを活用します。初学者のご参加を強くお勧めします。

講 師 芝総合法律事務所 弁護士（日本国及び米国ミシガン州）・弁理士 牧野和夫 氏



1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車（株）入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミシガン州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車（株）課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ（株）法務部長。2000年～芝総合法律事務所顧問、2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。専修大学大学院客員教授、早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。

《申込方法》当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(○発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないうようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

171930-0303 英文契約書が楽に読めるようになる「英文契約書の基本表現」マスター入門講座

ふりがな 会社名			
住 所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名		所 役	属 職
E-mail			

※申込書に記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認いただけます。（[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]）

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問い合わせ先 : 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当／民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL : 03-5215-3514 FAX : 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 鉴真M-SQUARE 2F

・プログラム・

1. 英文契約書についての基礎知識

- (1) 英文契約書は難しいという先入観を捨てる
- (2) 英文契約書の書き方を知る
- (3) 英文契約書のドラフトはどうやって行われるか

2. 英文契約書の一般的構成

3. 英文契約書の英語表現の具体例

- (1) 基本の表現 助動詞 shall (shall not)/may/can/should/must/will/ here+前置詞や there+前置詞の意味は? / due to
- (2) 条件に関する表現 condition/ subject to/ to the extent that/ so long as/ unless otherwise agreed (in writing)/ for discussion purpose only/ provided, however, that
- (3) 義務に関する表現 best efforts/ reasonable efforts
- (4) 責任・保証に関する表現 indemnify/ hold harmless/ represent and warrant/ (保証、責任制限、補償、免責の、それぞれの条項の違いなど基礎を学ぶ)
- (5) 法的拘束力に関する表現 not legally binding/ enforceable/ unenforceable
- (6) 列挙に関する表現 including without limitation
- (7) 権利の法的性質に関する表現 exclusive, non-exclusive
- (8) 選択権に関する表現 at ones option, at ones choice, at ones sole discretion
- (9) 推定・法的擬制に関する表現 presume, deem,
- (10) 期限・期間・頻度に関する表現 terminate, expire/ prior to, simultaneously, subsequently, from time to time,
- (11) 損害の種類に関する表現 direct damages と indirect damages の違いは? incidental damages, punitive damages の意味は? 損害賠償責任の交渉の仕方は? (落としどころは?)

4. 準拠法・裁判管轄・仲裁条項についての基礎知識

- ・結局はどこの国にすべきか?
- ・準拠法と裁判管轄や仲裁条項との関係をどのように考えるべきか?

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合があります。

裏面もご覧下さい！一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。